

嘉慶年間の英國の澳門(マカオ)占領について

中江, 健三

<https://doi.org/10.15017/2340977>

出版情報 : 史淵. 19, pp.247-264, 1938-12-10. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :



嘉慶年間の英國の澳門^{マカオ}占領について

中 江 健 三

一、序 言

二、十八世紀末、英國の澳門占據計畫

三、支那海に於ける英佛の交戦

四、一八〇二年の澳門占領計畫の性質

五、後 記

一、序 言

英國は嘉慶七年（西曆一八〇二年）及び嘉慶十三年（一八〇八年）の二回にわたり澳門（*Macao*）を占領せんとした。此の事件については嘗て矢野仁一博士が「近代支那外國關係研究」に於て詳論されてゐる。其の後の新しい資料文献として H. B. Morse; "The Chronicles of the East India Company trading to China" (Oxford 1926), 及び故宮博物院編輯の「史料旬刊」滿洲國政府發行の「清朝實錄」

が我々に提供された。又文化五年（一八〇八年）我が長崎侵入の英船フエートン號は長崎を去つて澳門廣東に來り此の占領事件に關與してゐる。さればその「航海日誌」^{〔註二〕}も一の貴重なる資料といはねばならぬ。

此の事件は矢野博士の説かれる如くマカオのポルトガル租借地としての地位をよく表示したものであるが、又我が文化五年のフエートン號事件と關聯して見られる如く當時の英國の東洋に於ける政策の一面を示すものである。私は主として前記のモールズの「東印度商會支那貿易記錄」所載の資料により英國側の動きを中心として見て行きたいと思ふ。

註一 同書第十七章、清代ポルトガルと支那との關係——ドルーリー事件顛末（四六六頁—四八二頁）

註二 長崎市役所藏 Log of the Proceedings of His Majesty's Ship Phaeton 尙この日誌については武藤長藏氏著「日英交通史之研究」に紹介あり。

二、十八世紀末、英國の澳門占據計畫

英國人の支那最初の渡來は一六三七年ウェツデルが船艦四隻を率ゐてマカオ沖に來り、ポルトガル人の妨害・中傷にあひ、更に支那の要塞と砲火を交へ廣東に來りて貿易を強調したに始まつた。此の事件は以後二、三世紀にわたる廣東、マカオを中心とする此の三國人の關係を暗示するものであつた。英國の澳門占據計畫も廣東支那官吏の通商に對する無理解と、ポルトガル人のマカオに於ける獨占排他的特權の主張と、英國人の積極的東洋通商發展力のこの三つの要因の相因り相集つて生じて來たものであつ

た。英國は既に印度に於ては土王より貿易港の割譲を受け、且つポルトガル人より一六六一年の所謂「英葡結婚條約」によりボンベイを譲り受けた。かくて不合理極まる廣東貿易の改善を印度同様なる港の割譲或は租借により解決せんとし、更にその港としてマカオが着眼されて來た。

その記録として最初に現はれたものは、一七八一年廣東に於ける英國東印度商會の管理人等 (Super-cargoes) のカウンシル (Council) の意見である。彼等は英本國の商會の理事會 (Court of Directors) に向つてマカオに於けるポルトガル官憲の彼等英人に對する冷遇や惡意を訴へてゐるが、同様に印度總督に向つてマカオに於ける彼等英人の地位を改善する如き特權を印度のゴアのポルトガル總督より購ひ取る様に提議してゐる。曰く

「マカオはリスボンの宮廷には殆ど知られてゐず、ゴアの政府からは無視され現在では無頼漢の巢である。支那から與へられてゐた大切な免稅權も失ひ近縣の長官が殆ど政治の實權を握つてゐる。かく過少に評價されたる場所は多分リスボンの宮廷より容易に購ひ得らるゝであらう。かくてその長所を充分發展させる事を知れる有爲なる國民の手にはいる時は、それは東洋に於ける如何なる港とも比すべからざる繁榮の地となるであらう。」

モールスは之を評して「Mr. Bradshaw (カウンシルの主席) によつてなされた香港の最初の暗示」と云つてゐる。實に一八〇八年にその計畫が完全に失敗する迄屢々企てられ、更に「一八四二年に香港といふ別の名前で實現した」英國の野望の先驅をなすものであつた。^{〔註三〕}又此の提議がマカオとリスボン、ゴ

アとの關係、及び支那官吏のマカオに於ける行政權に觸れてゐるのは注目すべきである。前者に於てはボンベイの先例が回顧され、後者に關しては之が英國のかゝる計畫遂行の上に横たはる重大なる障害であつた。

一七八八年（乾隆五十二年）カヅカート大佐（Lt-Col. Cathart）が支那に派遣せらるゝに際し彼は英國政府に豫備的建議案を出したが、その中に於てマカオをポルトガルより讓受する事を提議してゐる。

彼はこの建議案作成に際し、「一七八一年より一七八六年に至る管貨人達の日誌を精讀した。」と述べてゐるから、多分前記の一七八一年の管貨人の建議案をも見た事と思はれる。彼に對する政府の訓令によると、彼は貿易上の一據點として一地點を英國皇帝に割讓せしむるやう、北京政府と交渉する事を命ぜられてゐる。更に他の祕密文書に於ては、かゝる地點の候補者としてマカオが指示され、「マカオをポルトガルより譲り受くべきであるが、その際には必ず支那政府の同意を必要とする。」と説かれてゐる。〔註四〕

大佐は航海の途中病死し一七九二年マカートニー伯が派遣せらるゝ事となつた。之は前の大佐の使命と全く同じであり訓令等も殆ど同文である。彼はその際に自己の意見書を英國政府に提出したが、自らその使命の二として、「支那の大陸か或は近接の島を少くともマカオのポルトガル人と同様の特權を以て割與さるゝこと」をあげてゐる。〔註五〕英國としては貿易港として、出來れば茶の産地に近い厦門か、どこかの

中支方面の割讓を希望してゐたが、新しく地所を譲り受くるよりも、以前から清朝がポルトガル人に對して租借を許容してゐるマカオならば、比較的容易に英國人に割讓する事に同意すると考へたのであら

う。

此等二度にわたる大使派遣の訓令を通讀する時、我々は十八世紀末に如何に英國東印度商會がその對支貿易の改良發展に努力し、從つてその最善の方法として貿易上の一據點の獲得を熱望してゐたかを知るのである。この丁度マカートニー派遣の頃に當る十八・九世紀の交、ナポレオン戰爭を契機として行はれた英國のマカオ占領計畫は英國の同盟國ポルトガルの植民地及び英國の廣東貿易を保護する爲めと稱してゐるが、又他面それと共に此の機會を利用してこの多年の懸案を一舉に解決せんとしたのではなかつたか。一八〇二年のマカオ占領計畫の發案者たる商會の理事會も數年前行はれたマカートニーの使命の内容を知つてゐたと思はれる。^{〔註七〕}かくて一七八一年の主席管貨人ブラッドショーよりカヅカート大佐、マカートニー伯、更に一八〇二年の理事會、一八〇八年の主席管貨人ロバートと此の計畫は具體的に受け繼がれ發展して行つた。

註三 Morse, *ibid.*, vol II pp. 68. 69.

註四 *ibid.*, pp. 155. 156. 157.

註五 *ibid.*, pp. 215. 232—242

註六 カヅカート大佐への訓令による (Morse, *ibid.* p. 158)

註七 マカートニーの派遣の旅行記は G. Staunton のもの (一七九七年) A. Anderson のもの (一七九五年) 其の他數種あつて、ストーントンのは佛譯 (一七九八年)、蘭譯、獨譯、伊譯等がある。以て當時歐洲に

於て如何に喧傳されてゐたかを知る。(武藤長藏氏「日英交通史之研究」一九九頁參照) マカートニー派遣の際の理事會と、一八〇年頃の理事會秘密會とはその構成員に關してはそれを證明する資料が不足してゐる

が大差なかつたのであらうと思はれる。

三、支那海に於ける英佛の交戦

歐洲に於ける英佛の交戦は東洋に波及し、英、佛及びその各々の同盟國は互に敵の植民地を侵略し或は通商に妨害を加へた。今我々は少しくその東洋海上支那貿易に關するものについて見よう。

一七九三年にはフランスの私掠船 (privateer) がマラツカ海峽に於て英國の私船 (Country-ship) のポリー號 (Polly) を捕へ、更に五、六隻のフランスのフリゲート艦 (frigate) がスンダ海峽附近を巡航してゐるとの報知が廣東に入つてゐる。同年十一月四日にはフランス船 *La Flavie* はマカオ沖に於て英國軍艦ライオン號に追はれてマカオの港に逃げ込んだが、フランスの敵國のポルトガル人は正當なる戰利品として之を捕獲した。船の所有主の *Piron* の訴へにより廣東の支那官吏はマカオに出張しポルトガル人に交渉して、「もしフランス船を釋放しなければ今迄通りの條件で此の地に留まる事は出来ない。」と脅かした。最初ポルトガル人は拒絶してゐたが結局その命令に従つた。^{〔註八〕} 此の事件はマカオに對する支那の行政的或は政治的支配力を示すものとして注目すべきである。又支那の交戰國に對する此の「天朝一視同仁」の態度はナポレオン戰争、或はその後の英米戰争（一八一四年のドーリス號事件）を通じての一貫した方針であつた。

一七九六年頃にはナポレオンは和蘭とスペインを併合し、爲めに英國の支那貿易はスペイン領マニラ

と、オランダ領ジャヴァ地方、及びフランスの感化強き安南地方より脅かされるゝ事となつた。故に英國東印度商會はその商船 (Indiaman) を強力に武裝すると共に、商船隊には護貨兵船 (Convoy) を添へ、或は航路の變更をなす等の對策を講じてゐた。一七九九年の一月末に廣東よりロンドン向の歸航の商船十一艘の一隊は、軍艦三隻の護衛の下に廣東下流の Second Bar に於て、スペインの軍艦 (line-of-battle) 一隻とフリゲート艦一隻及びフランスのフリゲート艦二隻より成る艦隊に遭遇した。廣東の商會の管貨人のセレクト・コミッテイ (Select Committee) は英艦隊に戰備を命ずると共に、直ちに廣東の海關監督 (Hoppo) に通牒して支那官憲がこの港の中立を守護する爲めの手段を講ぜん事を要求した。Hoppo は自ら總督の所に行き、總督は五百の兵を黃埔 (Bogue) の砲台に派遣せしめた。英佛兩艦隊の間には簡単な砲火の交換が行はれたが三十一日に至り佛西聯合艦隊は引上げた。^{〔註九〕}此の事件に見られる管貨人の態度は一八〇二年にマカオに關してもその中立性を保護する爲めには、支那官憲の援助により、或は之と協力するを得策としたのであつた。^{〔註一〇〕}

此の事件は前の Ia Flavie の事件と共に、マカオの政治的地位及び支那官憲の態度につき當時の英國の管貨人等に一の教訓を與へるものであつた。又支那官吏の干渉、活動は自發的でなく佛或は英と云ふ被害者或は關係國の要請に應じて始めて發動してゐる事は、將來、英國の管貨人に對して或る種の示唆を與へたものであつた。^{〔註一一〕}

註八 Morse, *ibid*, p. 212; Ljungstedt, *Historical Sketch of the Portuguese Settlement in China*, p. 87

英國軍艦ライオン號は英國の支那派遣大使マカトニー伯の乗艦であり、フランス船ラ・フラヴィ號にはこの後マカオより安南に入つて活躍した Jean-Baptiste Chaigneau が乗つてゐた。(H. Corder, *Mélanges d'histoire et de géographie orientales*, tom III, p. 212)。

又、バタビヤよりの急報によりスンダ海峽附近をフランス艦隊が巡回してゐる事を知るや、ライオン號は商船隊保護の爲め發航をおくとして商會の十三隻の indiamen その他を護送してマカオよりロンドンに向つた。(Morse, *ibid.* p. 211; G. Staunton, *An Authentic Account of An Embassy*, pp. 592, 493.)
又 A. Anderson, *A Narrative of the British Embassy to China*, Appendix (Remarks on Board his Majesty's Ship the Lion), には次の如き記録がある。

1793, November, Saturday 2, P. M. At 4 arrived a ship from the N. N. E. which shewed French colours, sent the boats after her, . . . fired a shot to bring her to. At 6 she run into the Typer, . . . at 9 the boats returned. A. M. At 5 sent an officer to Macao.

モールスは四日になつてゐるが、此の二日の記事は多分ラ・フラヴィ號の事件と思はれる。尙、士官をマカオに上陸したのは、多分、此の戦利品に關してポルトガル人と交渉したものと思はれる。

註九

Morse, *ibid.*, pp. 319, 320.

註一〇

一八〇三年一月二十七日のセレクト・コミッテイの協議録による。(Morse, *ibid.* p. 413) モールスの同書によると一七九九年のセレクト・コミッテイは最初 Richard Hall, (President), Samuel Peach, Francis Turnly であり、後一八〇〇年三月六日より James Drummond George Sparkes が加はつた。一八〇二年は R. Hall が一月十八日歸國し J. Drummond (President), S. Peach, G. Sparkes の三人で組織され、一八〇三年には前年の三人に第二席として David Launce が加はり四人であつた。A. Robert, *ibid.* p. 262, によると「マカトニーはマカオ滞在中、東印商會の管貨人の一人ドラモンド氏の邸宅に居つた。」とあり、モールスの同書の「一七九二年の項(一九七頁)にドラモンドとスパークスの名が見へる。故に此の二人は前記の一七九三年及び一七九九年の兩事件を見聞したと思はれる。ピーチは一七九九年の事件にはコミッテイの第二席として參與した。

註一 G. T. Staunton も一八一三年著の「支那貿易論」に於て同様な觀察をなしてゐる。(Miscellaneous Notices relating to China, p. 137)

四、一八〇二年の澳門占領計畫の性質

かく東洋の海上に於て英佛の争ひが行はれてゐたが、一七九八年のナポレオンの埃及遠征は東印度會社及び印度政廳に甚大なる刺戟を與へた。されば印度總督の Marquess Wellesley はボンベイ港保護の爲め、ゴアのポルトガル植民地を英國兵で保護するの必要を感じ、ゴアの總督 Francisco Antonio da Veiga Cabral の間に協約が成立し、一七九九年九月七日に千百名より成る一軍團が駐屯する事となつた。之は一八一五年迄繼續した。^{〔註一二〕}ボンベイとゴアとの位置的關係は又廣東とマカオとのそれである。又マカオは當時ゴアの總督の支配下にあつた。此の時から英國人の間にはマカオもゴアと同様に英兵で保護占領する事を考慮してゐたに違ひない。

一八〇一年歐洲に於て佛軍がスペイン軍と聯合してポルトガルに侵入するや、^{〔註一三〕}東印度商會の理事會は佛艦隊が英國及びその同盟國ポルトガルの領地を攻撃する爲め印度洋に進出する恐れありと考へ、マカオ保護の爲め一軍を派遣する事に決定した。^{〔註一四〕}

廣東のシークレット・コミッテイ(此の年はセレクト・コミッテイと同じ三人の管貨人で組織さる)は、英本國の理事會の秘密會(Secret Committee)の訓令(一八〇一年八月四日附)を一八〇二年一月

二十二日に受取り、始めてその計畫を知つた。故に此の計畫の發案者は廣東の管貨人でなく、英本國の理事會或は印度總督の方面である。〔註一五〕之は後の一八〇八年の計畫と著しき對照をなすものであつた。一八〇二年のセレクト・コミッテイは James Drummond が主席で Samuel Peach と George Spakes の三人の管貨人で組織されてゐた。彼等は本國の訓令を受取つた當日、直ちにこの訓令に對する協議錄を作つた。この協議錄は訓令中に示されたる派遣軍の到着を近日に期待しつゝ、彼等の此の計畫に對する態度を協議したものであつた。故に之は此の年のセレクト・コミッテイの理事會の計畫に對する意見を最も詳細に示すものであると共に、一八〇八年の英國のマカオ占據に就ても、その適否、善惡を批判するに最も適切穩當なる意見として參照さるべきである。且つ此の計畫の發案者は英本國の理事會であるが派遣軍の支那到着後の進退行動を指導したものは、主として廣東のセレクト・コミッテイであつた事を考へる時、此の協議錄の意見は更に重要な意味を有する。又、一八〇二年（嘉慶七年）の計畫の發案者である理事會秘密會より廣東のコミッテイ宛の前記八月四日附の訓令、及び同會より印度總督宛の通牒〔註一六〕はその計畫の目的及び性質を知る上に最も大切なものであるが、モールズの「東印度商會支那貿易記録」には記載されてゐない。然しこの協議錄はこの理事會の訓令に基いてそれに關して述べられたものであるから、この協議錄を通じて訓令の内容従つて計畫の目的、性質の一面を推察する事が出来る。今この協議錄によると最初に此の計畫についての支那側の邪推及び紛争を種々の方面より論じてゐるが、其の他の要點を以下にあげる事とする。（番號は筆者の附したものである。）

1 「ポルトガル人がマカオに居住を許されてゐるのは彼等が全く従順に支那に服従してゐるからであつて、これに反する如き他の國に此の地が移讓される事を支那は許さないであらう。」

2 「我々は現在ポルトガル人が享有すると同様なる卑屈なる條件でマカオか或は他の植民地を所有する事は支那側との紛争に捲き込まれる恐れありと云ふ理事秘密會の意見に全く同意する。然し我々の觀察を更に進めて理事秘密會によつて記された如きマカオの獨立的讓與が得られたと想像しても、矢張り商會と國家の利益に同じ危険な結果を來らすと云ふ、我々の意見を宣言するに躊躇しい。何となればマカオは支那人或は歐洲人の攻撃を退けうる防禦的地位にある事は出来るが、我々の船を收容するだけの港の設備を有しない。——従つて貿易は今迄通り廣東にて行はねければならぬ。」

我々はこの(1)(2)によつて、英本國に於てはマカオの占領によつて少なくともポルトガルと同様な條件でマカオの讓與を願ひ、更に出来れば成る可くその獨立的讓與を希望してゐた事を察する事が出来る。後者の場合の理事會によつて記されたといふ條件も、多分カヅカート大佐及びマカートニー伯の訓令の中に詳述してあるものと大體同様なものであつたであらう。

3 「我々の大船を收容する事が出来、外國の攻撃に抵抗するに充分な防備のある港を持つてゐて、且つ我々に加擔し、彼等自身の政府に反抗する危険を冒して彼等の商品を貿易の爲め持つて來る支那人を保護する事の出来る様な一地域、或は島が、自由獨立的に割與されるのであれば、理事秘密會が心に描いてゐる目的 (the end the Honble Secret Committee have in view) に答へるであらう。然し」

カオの如き植民地は實に正反對の傾向を有すると思ふ。——我々は印度總督にても或は英本國政府にても、支那政府に憤怨を生ぜしめ、既に英國民の落着かない策略好きな氣質に關して、彼等の抱いてゐると思はれる面白がらぬ感情を一層強固にする如き手段をこる事に熱心に反對しなければならぬ。」(3)に論ぜられる條件を完全に充たす理想的島として英國は後に香港を得た。理事會は此の時マカオに香港の如きものを期待してゐたのであらう。(2)(3)に於てマカオの貿易港としての價值を論じてゐるのを見るに、英國はマカオに於て貿易上の一據點を築かんとしてゐた事がうかがはれるであらう。

4「我々が優勢な支配的海軍を有する間は、フランスの如何なる計畫をも打破する事が出来る。たとへマカオがフランスにとられたとしても支那がそれを承認するとは思はれない。かくなれば、支那は凡ての生活必需品の補給を中止し、外國より得らるゝものは我が英海軍が容易に遮斷し得る。」

5「我々自身の感情は大英帝國の正義と中庸を信するに拘らずマカオに軍隊が派遣された時は、支那人に我々の意圖の純潔を得心させるには、幾多の困難が横たはつてゐると云ふ事は理事秘密會を驚駭せしむるであらう。かゝる事情であり、且つ理事秘密會の通知によつてはフランスがかゝる遠隔で近來殆ど交際のない國民を攻撃する明確な意圖を有するかどうか疑問であるから、我等に惡意ある敵に利用される恐れある交渉は開始してはいけないと思ふ。」

此の後、派遣軍到着の際、コミッテイの受取つた印度總督よりの訓令より考へて本國理事會の最初の訓令にも、廣東のコミッテイに支那或はポルトガルとの豫備的交渉を命じてゐたと思はれる。然し廣東

のコミッテイは前記の協議録にうかゞはれる如く、支那側には勿論、ポルトガル人とも何等の交渉をなさず、寧ろ之を秘してゐた。そして陸上部隊のない海軍力のみを派遣を希望してゐた。當時マカオの近くに常に来航してゐた護貨兵船 (Convoy) として支那人及びポルトガル人の疑惑を避けんとしたのである。

6 「もし海軍力のみが派遣されるならば此の目的は完全に遂行される。その時は我々はその海軍の指揮官に獎めてその派遣の目的を絶體に秘密にし、フランス軍が實際にマカオを攻撃した時以外は、絶體にポルトガル人との交渉に入らせない様にする。」

この(6)が廣東の管貨人の結論としては最善の方策であつた。單にマカオの保護のみが目的であり、且つ支那との紛争を絶體に避けんとすれば、之が最善の方策であらう。

7 「もし我々が猪突と餘りに多くの不羈獨立心によつて行動する時は、支那人の不快と非難を招き、此の價值ある貿易を危険にし、且つは全く失ふ事になるであらう。」

以上を要するに、コミッテイの意見は支那との紛争を恐れて、此の計畫に全く反對であつた。又マカオのポルトガル租借地として、その背後にある支那側との複雑微妙なる關係は英本國に於ても充分注意されてゐた。英國の海軍省より印度洋方面英國海軍總指揮官 Vice-Admiral Rainer 宛の訓令 (一八〇一年七月十日附) の中に曰く、

「ポルトガルがマカオを保持してゐるのは不安定なる借地權の上に立つてゐるから、支那政府との微

妙な關係は特に注意を要する。巡遣軍の指揮官は支那政府との紛争を出来るだけ避け、且つその爲めに商會の主席管貨人と常に連絡を保ち必ずその同意、協力によつて動くこと。」

當時ウエースレーの印度經營が政治的軍事的に發展するにつれその財政的負擔を増加してゐる際、商會の收入にとつて支那貿易は最も重要であり、その爲め理事會は特に支那との政治的紛争を極力避けんとしてゐた。

マカオのポルトガル人とはともかく、支那人との武力抗争に訴へ支那貿易を一時犠牲にしても遂行しやうとしたのではなく、支那側の抵抗が小さく或は默許されるのを期待してゐたのではないか。他面から考へると現地の管貨人よりも英本國の理事會の方が却つて大膽な計畫を立て得るとも云へる。實際、理事會はマカオのポルトガル植民地として支那との複雑なる政治的關係に特別の注意を加へてゐるが、支那人自身が考へてゐる如く、マカオは完全なる中國の領地であり、その防禦も全く支那の兵力によるべきである、と云ふ事はこの一八〇二年の經驗殊に一八〇八年の事件によつて始めて中外に認識されたものであつた。〔註一八〕

かくて理事會の計畫には前述の十八世紀末の英國のマカオ占據計畫より歴史的に考へて、ポルトガル本國は殆ど壊滅せんとし、ゴアは英軍の支配下にある時に、單に好意的なるマカオの援護のみではなく廣東のコミッテイをして協議録の(2)(3)に於て論ずるを必要とせしむる如き意圖が裏面に藏されてゐた事は否まれないであらう。フランスの攻撃に對するマカオの保護が主要なる目的であつたとしても、之と

平行して或は隨伴して、マカオを英國に譲り受けこゝに貿易上の一據點を築かんとする意圖があつた事は考へられるであらう。

歐洲の平和が恢復するや英國はゴアとマデラ島を返還したが、英國の對支貿易にとつて重要な價值を有すると考へられたマカオを同様に返還する豫定で占領せんとしたか否かは疑問である。例へば一八〇二年のアミヤン條約に際しその海外の侵略地を佛國に返還したが、セーロン島とトリニダットは例外として領有してゐる。特に當時に於ては、將來のポルトガルはその存亡も不明であり、或はフランス側に傾いて英國の敵となるやもはかり難い時であつた事も考へねばならぬ。

又この後、コミッテイが三月二十日に派遣軍の指揮官に手紙を與へて軍隊上陸についてポルトガル人との交渉の際に

「我等の援助の申出を現在かくも重要ならしめてゐる原因の止んだ後迄も、この植民地を保持せんとするは大英帝國の意向と全く縁遠いものであると云ふ事をポルトガル人に誓約する事。」

を説いてゐるが、之は現地事態に應じ、且つ「最初の最も重要な目的は軍隊上陸の許可を得ることである。而してこれさへ出来れば他の凡ての困難は容易に征服しうる。」と云つてゐる管貨人の意見であつて、理事會の意圖がかく純潔であつたのではなかつた。モールスは前掲の著書の一八〇二年の項の標題として“The English Threat to Macao”を記してゐるが、英國の派遣軍はマカオの保護と云ふよりは寧ろ脅威であつた。マカオのポルトガル人はフランスの脅威よりも英國の脅威を身近に感じた。而して

之はポルトガル人の猜疑心や邪推のみに歸せらるべきでなく、實際マカオにとつては可成り脅威的な意圖が英國の計畫の中にあつたのである。

註一二 Danvers, *The Portuguese in India*, vol II, pp. 452, 453.

註一三 スペイン・ポルトガル間の六月六日の Badajoz 條約をナポレオンは承認せず、フランス軍のポルトガル侵入は六月二十八日より始まつた。此の時、英國は一軍を派遣してアフリカ西方の海上のポルトガル領 Madeira 島を七月二十四日に保護占領した。之は殆ど同時に發案されたマカオ占領計畫に参照すべきである。(Annual Register, 1801, p. 255)

註一四 以下の訓令、手紙、協議録はモールヌの前掲著書の一八〇二年の項及びその附録による。

註一五 一七八四のビットの印度法案成立後として、此の計畫の發案者が英國政府なるか、或は商會の理事會なるか、或は印度總督が以前より提案してゐたか、不明である。然し廣東のセレクト・コミッティの直接の監督支配者として、又理事會が之に參畫したと考へ、以下、理事會を發案者として論じて行く事にした。唯、當時英本國に於て、此の計畫に重要な役割を演じたと思はれる二、三の人物を見ておく事にする。

先ず一八〇一年三月に倒れたビット内閣の Henry Dundas がある。彼は當時、軍務大臣であり、ビットの印度法案によつて東印度商會の印度經營を監督する board of control が出來るや、その委員となり、一七九三年より一八〇一年四月迄、その總裁をしてゐた。此の十六年間に、印度問題の處理は殆ど總て彼の手中にあつた。マカートニーの支那派遣にも有力なる主動者であつた。一八〇一年のエヂプト遠征も彼の功績に歸すべきである。又、彼はフランラ軍の印度侵略を考慮して、バグダッド駐屯軍を備へることを商會の理事會に強調してゐた。マカオ派遣軍に關する理事秘密會より印度總督宛の訓令の日附は七月八日で、彼の軍務大臣及び監督局總裁辭職後であるが、注目すべき人物であらう。彼の後任には監督局總裁には Lord Lewis, 漢がなり、軍務大臣は Lord Hobart となり且つ彼は植民地事務も管掌することとなつた。一八〇一年のマカオ占領計畫には Hobart が最も有力なる主動者ではなかつたかと思はれる。彼は一七九四年より一七九八年迄、マドラス長官として在任中、オランダの植民地マラッカ侵略に親しく遠征軍を率ゐた。Carnatic

及び Tanjore 問題に關しても時の印度總督の意見に反對して強硬手段を採り、その爲に、遂に商會の理事會の命により本國に招還された。一八〇一年四月にはダンドスの後を繼いで Addington 内閣の secretary of state for war and the colonies となつた。後一八一二年より一八一六年その死去する迄、監督局の總裁であつた。(Dictionary of National Biography による) 商會の理事會の方面には、Jacob Bosanquet が一八〇二年に議長代理となつてゐる。彼は一七九七年、一七九八年には議長をつとめてゐた。(Auber, India, vol II, p. 252) 一八〇一年頃の議長は誰か小生は未だ檢索しえずにゐる。更に商會の理事會方面には當時 Charles Grant があつた。彼は一八〇四年、理事會の議長代理。一八〇五年議長となつてゐるが、三十年間理事を務め、三回議長となつてゐる。彼は二十世紀の初期には “the real ruler of the rulers of the East, the Director of the Directors” と見られてゐた。彼はベンガル地方にて長らく商會の貿易を直接監督した。(Dict. of National Biography; W. Foster, The East India House, p. 234) グラントは一八〇一年頃は理事であるが彼はダンドス及びボーザンケットと同様に此の計畫の賛否、如何に關せず注目すべき人物を思はれる。唯、ホーバート以下、之等の人物が、此の計畫に實際上如何なる働きをなしたるかは、資料の之を明らかにするものがない。

註一六 英國派遣軍がマカオ沖に到着の際、その寫しを廣東のセレクト・コミッティは受取つてゐる。(Morse, *ibid.*, p. 376)

註一七 Morse, *ibid.*, pp. 165, 236.

註一八 私は此の協議録(3)の全體の内容、調子よりして、この「目的」は阿片貿易ではなかつたかといふ疑問を持つ。モールスによると一七九九年に阿片貿易の禁令が發令され、一八〇四年にも商會の阿片貿易に關する問題が理事會や管貨人によつて論ぜられてゐる。マカオは當時、阿片貿易の中心地であつた。一八〇八年の計畫に就ても、此の問題は更に考究したいと思ふ。

註一九 矢野仁一博士は、一八〇八年のドルリー事件の際、ゴアの總督のマカオの地位に關する考へに就て同様な觀察を下しておられる。(近代支那外國關係研究四七一頁)。

矢野博士は前掲の著書、並びに「近代支那外交史」に於て、ポルトガルのマカオ植民地の由來、その地位、

及び關開等を詳述されてゐる。之等の事實が當時の英國人、殊に英本國人によつて、どれだけ正確に認識されてゐたかは疑問である。

一八〇一年前の最近のマカオに關する英人の觀察として、前述のマカートニー支那派遣に關するストートン、及びロバートの著書の中のマカオに關する記述をあげる事が出来よう。兩者共に、Portuguese territory, Portuguese possessions の語を用ひ、tenure に就ては少しも觸れてゐない。支那側との境界に立てられた關開及び支那の砲臺も Chinese territory より Portuguese territory を separate するものである。かゝる關開及び、ポルトガル兵の駐屯等の事實は、マカオの地位の認識を誤らしむるに充分である。兩者書共に、支那官吏のマカオに於ける政治上の權力行使を説いてゐるが、それはポルトガル人の無力の爲め、支那人の干渉を受け、その最初に許されてゐた特權を失ひつゝある、と云ふが如き印象を讀者は受けるであらう。

一八〇八年のドルーリー事件に關して Annual Register (1808, p. 240) の記者は "to secure the possession of Portuguese settlement of Macao for the prince regent, under the British protection, in the same manner, or by the similar arrangements as *Madeira had been*," と説明してゐるが、マデira 島は完全なポルトガル領であつた。一八〇一年、マデira 島とマカオの占據が同時に企てられてゐるが、英國政府或は理事會がマカオをマデira 島と同様に見たかどうかは疑問である。唯、支那側の默認或は不干渉の下に、マデira 島と同様な方法、協定をポルトガル人に強要して、マカオをも占據せんとしたのであらう。又、常に廣東の管貨人の報告に按じてゐる理事會、及びマドラ長官の經驗ある當時の軍務、植民地大臣のホバートは、比較的よくマカオの事情に通じてゐたと思はれる。然し東華錄嘉慶十四年四月の上諭に、「嚴各省封疆大吏。守土是其專責。英吉利國入澳占據三處砲臺。雖向係西商人防守所設。但究在中國地面。即與關入內境無異。」とある如き認識を彼等に要求するのは無理であらう。

五、後記

嘉慶七年（一八〇二年）の事件に關しては、更にその經過及び歴史的影響を見なければならぬ。且つ嘉慶十三年の事件と關聯して觀察しなければならぬ。此等の問題、殊に第二回の嘉慶十三年の事件の内容に關しては尙、研究の上、大方諸先輩の御示教を仰ぎたいと思ふ。